

## 鴨川市文化財保存活用地域計画の策定について

### 1 地域計画策定の背景と趣旨

市町村が作成する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）は、平成 29 年 12 月の文化審議会答申を踏まえた平成 30 年の文化財保護法の改正により制度化されたもので、文化財保護行政の中・長期的な方向性を示すマスタープランと、短期に実施する事業を盛り込むアクションプランの両方の役割を担います。

また、文化財の専門家のみならず市民や民間団体、行政など、多様な関係者が「地域社会総がかり」で文化財を守り、伝える体制が確保され、文化財の次世代への継承が図られる取組がより一層促進されます。

### 2 地域計画のメリット

#### (1) 地域計画に期待される効果

- ・これまでの個別の取組から、地域計画に沿って計画的に取組を進めることで、継続性や一貫性のある文化財の保存・活用が図られます。
- ・地域計画は、文化財の総合的・一体的な保存・活用を進めるための枠組でもあることから、まちづくりや観光など、様々な分野との連携を強化することで、本市固有の歴史や文化を反映させた地域活性化につながり、地域を訪れた方に、魅力的なまちと感じられるような取組が促進されます。
- ・従来知られていなかった地域で大切に受け継がれている文化財の掘り起こし

#### (2) 地域計画の認定を受けた場合の特例・効果

- ・国の登録文化財とすべき物件の提案
- ・補助金の優先採択や補助率のかさ上げなど

### 3 対象文化財等

対象とする文化財は、文化財保護法第 2 条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群の 6 つの種類のほか、埋蔵文化財や修理等の伝統的な保存技術についても対象となります。

また、指定文化財だけでなく、地域の伝統行事や食文化、子どもたちの遊びなど、行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財についても幅広く対象とします。

### 4 計画期間 令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間

## 5 地域計画の記載事項

第 183 条の 3 第 2 項に基づく記載事項	鴨川市文化財保存活用地域計画（案）
(1) 文化財の保存及び活用に関する基本方針 ・鴨川市の概要 ・鴨川市の文化財の概要 ・鴨川市の歴史文化の特性 ・文化財の保存・活用に関する将来像 ・文化財の保存・活用に関する課題・方針	第1章 序論 1 計画作成の背景と目的 2 計画期間 3 計画の位置付け 4 計画の評価と進行管理 5 計画作成の体制 6 計画の対象  第2章 鴨川市の概要 1 自然的・地理的環境 ・位置、地形、地質、気候、水系、植物、動物 2 社会的環境 ・人口、土地利用、交通、産業、観光
(2) 文化財の保存及び活用を図るための事業	第3章 鴨川市の歴史文化 1 鴨川市の歴史文化の概要 ・旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、古代、中世、近世、近代、現代
(3) 文化財を把握するための調査	第4章 鴨川市の文化財調査 1 既存調査の状況 2 今後の調査方針
(4) 計画期間	第5章 鴨川市の文化財の概要と特徴 1 文化財の指定等の状況 2 未指定文化財の概要
(5) 文部科学令で定める事項 ・文化財の保存及び活用の推進体制	第6章 文化財の保存活用に関する基本方針及び取組 1 鴨川市の文化財の課題 2 基本方針及び将来像 3 取組 4 推進体制
(6) 必要に応じて記載する事項 ・関連文化財群 ・文化財保存活用区域 ・地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容	第7章 文化財の防災及び防犯 1 近年の被災状況 2 防災及び防犯に関する考え方 3 防災及び防犯に関する方針と取組  第8章 文化財の一体的・総合的な保存と活用 1 関連文化財群 2 文化財保存活用区域  資料編 1 指定文化財等一覧 2 未指定文化財等一覧 3 鴨川市内地名一覧

## 6 市民意見の反映（法第 183 条の 3 第 3 項）

地域計画の作成に当たり、公聴会や住民の意見を反映させるための措置を講ずるよう  
に努めるとともに、文化財保護審議会及び当該協議会の意見を聴かなければならない。

- ・ 鴨川市文化財保護審議会
- ・ 鴨川市文化財保存活用地域計画策定協議会
- ・ 市民アンケート
- ・ パブリックコメント

## 7 地域計画策定のスケジュール

（令和 5 年）

- 7月 文化財保護審議会へ諮問、  
第 1 回文化財保存活用地域計画策定協議会
- 8月 市民アンケート
- 10月 第 2 回文化財保存活用地域計画策定協議会 進捗報告  
文化財保護審議会

（令和 6 年）

- 2月 第 3 回文化財保存活用地域計画策定協議会 素案提示  
文化財保護審議会
- 5月 第 4 回文化財保存活用地域計画策定協議会 原案提示  
文化財保護審議会
- 6月 パブリックコメント
- 7月 第 5 回文化財保存活用地域計画策定協議会 成案  
文化財保護審議会答申
- 9月 計画案文化庁提出

## 8 地域計画の認定基準

- （1）地域計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
  - ・ 市内の文化財の状況に応じて、計画期間内に実施すべき事業が盛り込まれていること。
  - ・ 計画事業が文化財の保存・活用に寄与すると説明されていること。
- （2）事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
  - ・ 事業の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。
  - ・ 事業の実施スケジュールが明確であること。
- （3）千葉県文化財保存活用大綱を勘案し作成されていること。

- ・地域計画の内容が千葉県文化財保存活用大綱と整合がとれたものとなっていること。